

## 工場跡地等における持続可能な土壤汚染対策支援事業実施要綱

(制定) 令和 5 年 8 月 3 日付 5 環改化第 301 号  
(改定) 令和 6 年 5 月 9 日付 6 環改化第 141 号  
(改定) 令和 7 年 6 月 26 日付 7 環改化第 261 号  
(改定) 令和 8 年 4 月 1 日付 7 環改化第 899 号

### (目的)

第 1 条 本要綱は、東京都（以下「都」という。）が中小事業者による円滑な土地利用の転換を促し、「土壤の 3 R」を考慮した持続可能な土壤汚染対策を促進するため、基準不適合土壤（土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」という。）に規定する土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しない土壤をいう。以下同じ。）を残置した土地の利活用及び掘削除去によらない土壤地下水汚染対策の推進を支援する、工場跡地等における持続可能な土壤汚染対策支援事業（以下「本事業」という。）について、支援内容、支援対象の土地、支援対象者及び事務の事務等の必要な事項を定めることにより、本事業の適切な運営を図ることを目的とする。

### (支援内容)

第 2 条 本事業は、次に掲げる施工に対して支援するものとする。

- (1) 対象地内に基準不適合土壤を残して施工する舗装、土壤入替え及び盛土（以下「被覆盛土」という。）
- (2) 狭あいな土地において実施する全量掘削除去によらない地下水汚染の拡大の防止技術（以下「地下水汚染の拡大の防止技術」という。）

### (被覆盛土支援対象の土地)

第 3 条 被覆盛土支援は、次の全ての条件に該当する土地を対象に実施するものとする。

- (1) 法第 3 条第 1 項又は都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号。以下「条例」という。）第 116 条第 1 項に基づく調査を実施しており、かつ、都又は区市に土壤汚染状況調査結果報告書が提出されている土地
- (2) 敷地面積が 900 平方メートル以下の土地
- (3) 法第 6 条第 1 項第 1 号に該当し同項第 2 号に該当しない土地（形質変更時要届出区域）又は東京都土壤汚染対策指針（平成 31 年東京都告示第 394 号。以下「指針」という。）第 4 の 2（1）に規定する地下水汚染拡大防止区域（要対策区域でないものに限る。）若しくは要管理区域であって、土地利用の転換時に基準不適合土壤を残置する土地

(地下水汚染の拡大の防止技術支援対象の土地)

第4条 地下水汚染の拡大の防止技術支援は、次の全ての条件に該当する土地を対象に実施するものとする。

- (1) 条例第116条第1項又は116条の2第1項に基づく調査を実施しており、かつ、都又は区市に土壤汚染状況調査結果報告書が提出されている土地
- (2) 指針第4の2(1)に規定する地下水汚染拡大防止区域相当である土地

(支援対象者)

第5条 本事業の支援の対象者は、東京都土地利用転換アドバイザー(東京都土地利用転換アドバイザー派遣制度実施要綱(令和5年8月3日付5環改化第197号)第1条に規定する東京都土地利用転換アドバイザーをいう。以下同じ。)による助言を受けている者であって、次の要件のいずれかに該当する者とする。

- (1) 第3条の対象となる土地を購入し、又は土地の返還を受け、基準不適合土壌を残して土地を活用する者
- (2) 第4条の対象となる事業場の土地の所有者、管理者若しくは占有者、法第3条第1項に規定する有害物質使用特定施設の設置者、条例第114条第1項に規定する有害物質取扱事業者又は条例第116条第1項に規定する工場等廃止者及び第4条の対象となる土地を購入し土地を活用する者

(申込み)

第6条 前条の支援を希望する者は、工場跡地等における持続可能な土壤汚染対策支援事業実施要領(令和5年8月3日付5環改化第301号。以下「実施要領」という。)第3条に定める申請書を提出する。

(被覆盛土支援対象者の決定)

第7条 被覆盛土支援の対象者の決定は、実施要領に基づき前条の申請書を提出し、本事業の目的に照らし支援することが適当であると都が認めた者に対して行う(本事業の予算の範囲内に限る。)

(地下水汚染の拡大の防止技術支援対象者の決定)

第8条 地下水汚染の拡大の防止技術支援対象者の決定は、実施要領に基づき第6条の申請書を提出し、本事業の目的に照らし支援することが適当であると認めた者に対して行う。

(協定の締結)

第9条 第7条及び前条の支援対象者は、支援金の予定額、支払条件、その他必要な事項を定める協定をあらかじめ都と締結し、支援事業を進めるものとする。

2 前項に定める支援金の予定額は、申請時に提出された対策計画の内容に応じ、次条に定める額を上限とする。

(支援金の額)

第10条 事業の実施後に都が支払う支援金の額は、予定額の範囲内において、対策実施後の報告の精査により都が適当と認めた額とする。

(1) 第2条第1号の被覆盛土に係る費用とする。ただし、1件当たりの上限は被覆盛土を実施した面積に1㎡当たり22,000円を乗じて得た額又は660万円のいずれか少ない額とする。

(2) 第2条第2号の地下水汚染の拡大の防止技術について、措置に係る対策費用とする。ただし、1件当たりの上限は3,000万円までとする。

(その他)

第11条 この要綱に規定するものを除くほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月3日から施行する。

この要綱は、令和6年5月9日から施行する。(支援金の改定)

この要綱は、令和7年6月26日から施行する。(地下水汚染の拡大の防止技術支援対象の変更)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。(被覆盛土支援金の変更)